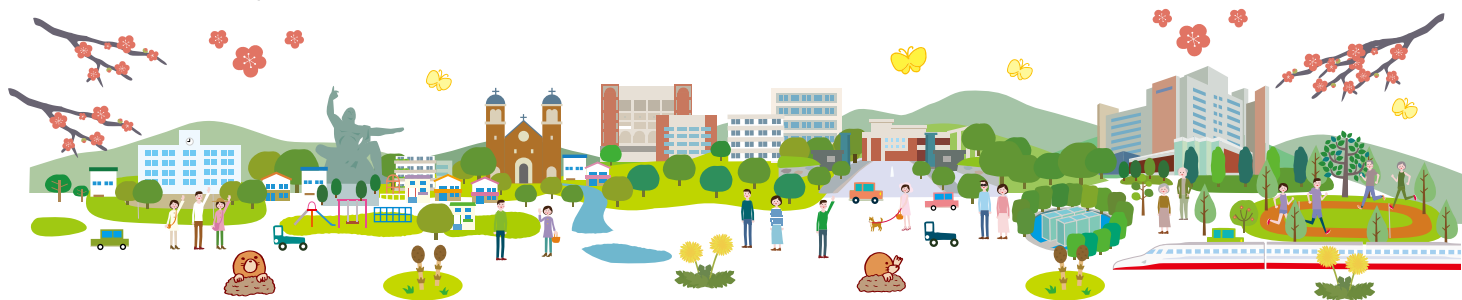


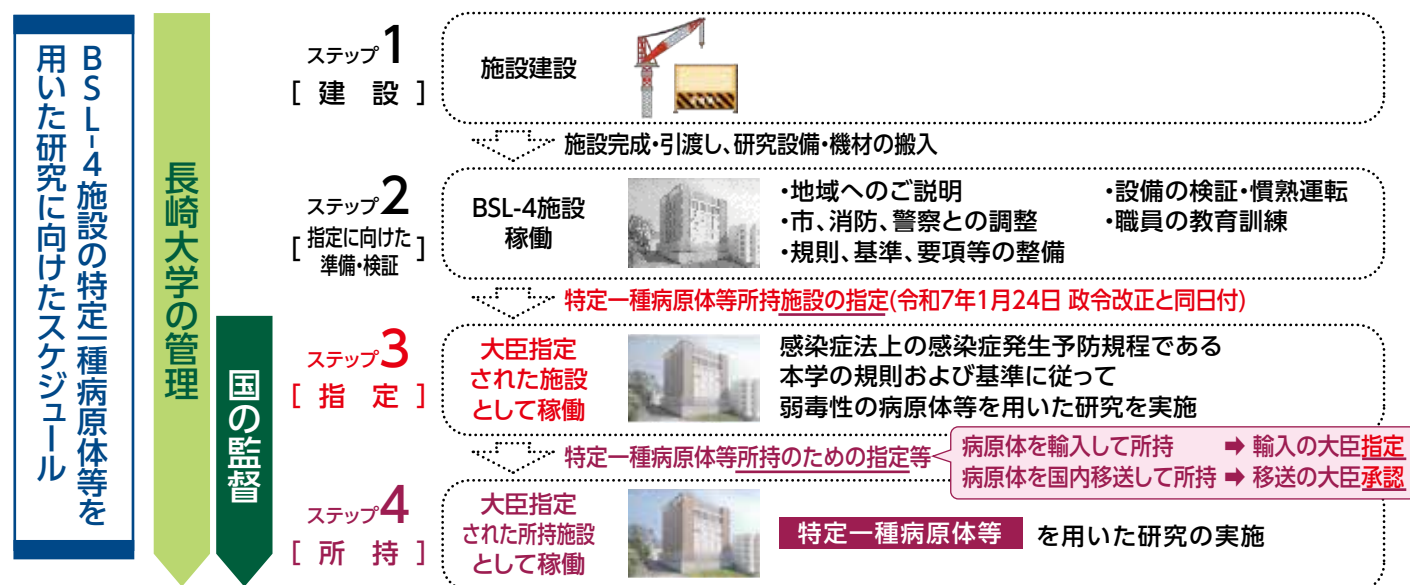


特定一種病原体等所持施設としての指定を受けました

長崎大学高度感染症研究センター実験棟(BSL-4施設)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)に基づき令和7年1月24日に厚生労働大臣から特定一種病原体等所持施設の指定を受けました。

これは、特定一種病原体等(ラッサウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、南米出血熱ウイルス)を所持するための基準を満たしている施設として認められたということです。

これまで当センターは地域連絡協議会において、BSL-4施設で特定一種病原体等を用いた研究を実施するまでの流れ(スケジュール)を、ステップ1～4の4つの段階で説明してきました(下図参照)。今回の指定を受けたことによりステップ3の段階に進んだことになります。



ステップ3は、まだ特定一種病原体等は所持していない段階ですが、感染症法に基づき、BSL-4施設は国の監督下に置かれています。これからは、感染症法上の感染症発生予防規程である長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則等に基づき、病原性の低い病原体等を用いた研究を実施しながら、特定一種病原体等の所持のための指定等を受け、ステップ4に進むための準備を行ってまいります。

地域連絡協議会とは

高度安全実験(BSL-4)施設の運用状況に関する情報を地域の皆様へお伝えし、施設の厳格な管理及び安全な運用を維持するために、長崎県、長崎市及び長崎大学で構成する三者連絡協議会に置かれたものです。

BSLとは

バイオセーフティレベル(Biosafety Level)の略で、ウイルスや細菌などの病原体を生物学的な危険度で分類した指標であり、同時にそれらを取り扱う実験施設の分類です。病原体の分類は、その病原性(病気の重篤度、感染性等)、ワクチンや治療法の有無、公衆衛生上の重要性を考慮して、危険度の高い方からBSL-4～BSL-1に分類されています。それに合わせて、実験施設も、病原体封じ込めレベルや管理レベルの高い方からBSL-4～BSL-1に分類されています。感染すると、有効な治療法がなく、また予防法もない病原体(エボラウイルスやマールブルグウイルス等)にも対応できる、安全性を十分に備えた施設がBSL-4施設です。